

## 令和元年度第2回愛知県外来種調査検討会議事概要

### 議事1 条例公表種等の調査結果について

### 議事2 ブルーデータブックあいち2012の改定に向けた外来種調査結果について

- ・ 資料1により愛知県外来種調査結果の概要について説明。(事務局)
- ・ 資料2により今後の外来種調査のスケジュール(案)について説明。(事務局)
- ・ 次年度、ブルーデータブックの原稿を作成し、年度末に外来種リスト、ブルーデータブック改定版を公表の予定。改訂版ブックはインターネット上での公表(PDF版)のみとする。(事務局)
- ・ 外来種リストを見ただけでは、どこまでの範囲を対象にしたのか分からない。また、ネット上のみの公表だと、時系列的に更新されていくものと解釈されないか。(委員)
- ・ ブックの内容はどのようになるか。2012年版ブックでは、前半のカラー部分と後半のデータブックで分かれているが、今回はどの部分を作成するのか。(委員)
- ・ 委員の先生方には後半部分の原稿執筆をお願いしたい。(事務局)
- ・ 「甲殻類は海産のカニ類に限る」など、どの範囲を対象としたか明記するという対応したい。現実問題として扱っていない分類群も多く、全ての種を扱えない分類群もある。(座長)
- ・ 外来種リストに掲載されているヤリタナゴからシロヒレタビラまで備考欄に「在来か移入か判別困難」と記載した。例えばヤリタナゴは、レッドリストにも掲載されており、レッドとブルー両方のリストに掲載されると、保護対象か駆除対象かまぎらわしい。このため魚類では、在来か移入か判別困難な種については、外来種リストから削除して魚類の総説の部分にその旨を記載することとしたい。(委員)
- ・ 鳥類は繁殖の有無が分かるため、明らかに繁殖していない種はリストから削除してはどうか。かつて多く見られたベニスズメ、かつて繁殖していたワカケホンセイインコなどは、今は県内からはなくなった。鳥の場合、1件しかないような目撃情報を全てリストに入れても意味がないかと思う。(委員)
- ・ 定着していることが外来種の定義ではないか。今はないが定着した時期がある種は外来種として扱うべきではないか。(委員)
- ・ 資料3に記載しているが、条例公表種としたタカネマツムシソウについて、遺伝子調査を行った結果、種としては愛知県に自生するマツムシソウと同じであることが判明した。しかし、花の形態に標高に伴うクラインが存在し、長野県の高原地帯のマツムシソウは愛知県に自生するものと比べて明らかに花が大きい。高原地帯のマツムシソウを低標高地に持つてくることは問題があり、むしろ同種であるだけに遺伝的攪乱をおこしてしまう。当初問題となった面ノ木の個体群は除去されているが、今後の対応として、①タカネマツムシソウを条例公表種として残した上で詳細をブックで解説する、②条例公表種の指定要件を「県内に同種の生物が自生するものを除く。ただし同種であっても、移入元が県外で県内の在来個体群と

識別可能な場合は指定することができる」と修正した上で「タカネマツムシソウ」を「長野県高原産マツムシソウ」に変更する、のどちらかが考えられる。問題は、先程のヤリタナゴのように移入と在来が識別できない場合になる。例えば名古屋市のヤチヤナギ、各地に播種されているシラタマホシクサなどは域外保全との境界が微妙になる場合もあるため、条例公表種とすることは困難であり、リストに掲載するかどうか微妙なところである。(座長)

- ・ クサガメについて、外来種か在来種かまだ決着がついていない。おそらく県内で自然に生息しているのは濃尾平野の水系であり、かつていなかった三河地方、渥美半島、知多半島に進出している。これらは明らかに外来種とみなしてよいと思うが、どのように扱うか難しい問題である。(委員)
- ・ シデコブシなど同種であっても明らかに移入されたものは、遺伝子攪乱を引き起こす恐れがあるため外来種扱いすべき。また、その旨をブックに記載すべきではないか。(委員)
- ・ シデコブシには、ヒメコブシといわれる栽培系統のものがあり、名古屋周辺ではこれらの交雑かもしれない個体が見られる。動植物を他の場所から持ってくる際には、在来の同種であっても注意すべきである。むしろ、遺伝的攪乱のおそれがあるため、明らかに外来と分かるものより始末が悪い。(座長)
- ・ 「このエリアのものは移入」といった、明確な証拠があれば外来種リストに掲載して備考欄に在来個体群ありと記載することも可能かと思う。(委員)
- ・ ヤリタナゴが放流された事例について、いくつかは分かるが全てを追うことはできない。元々の生息地が開発等で無くなっていく中でも細々と生き残っている在来個体群もあり、それらが一律に外来種リストに掲載されるのはまぎらわしいので検討していただきたい。また、オオマリコケムシはあちこちのため池で見られるため、ブックで言及してほしい。(委員)
- ・ オオマリコケムシと思われる淡水産コケムシ類についての論文報告がほとんどない。外来個体群であることは確かだと思うが専門家の意見を聞くべきかと思う。(委員)
- ・ 同じような問題がある種として、維管束植物では、ヤチヤナギ、シラタマホシクサ、マメナシが該当する。マメナシは、小幡緑地で本来の自生個体と移入個体が混在している。(座長)
- ・ 小幡緑地のマメナシの移入個体は一部切っていた。また、シラタマホシクサの集団解析を行った結果はあるが、遺伝子的な距離を解析したもので、どの集団が移入かは判断できない。(委員)
- ・ ある河川で希少魚のアブラボテが確認されたが、サイズが揃っており、移入個体群の可能性もある。(委員)
- ・ 在来個体群がある種の扱いは、非常に難しい問題。タカネマツムシソウの扱いについては、次回の検討会で決めることとしたい。(座長)
- ・ 外来種リストの分布表については、17 区画を原則とし、より詳細な分布を示したい場合は別途相談としたい。ブックの1種1頁の解説原稿については、次回の会議で執筆要綱等を作成し、執筆を依頼することとしたい。(芹沢座長)
- ・ 種の解説について、2012 年版に記載されているものは改稿するが、新規として追加する

種はどうか。(委員)

- ・ 新規追加種としては、国の特定外来生物や県条例公表種で追加されたもの、生態系被害防止外来種リスト掲載種は作成すべきと思う。それ以外の種について、これまでの方針では特に被害が顕著なものについて解説原稿を作成している。影響が顕著な種は、分類群ごとに担当者が判断することになる。(座長)
- ・ 生態系被害防止外来種リスト掲載種全てとなると種数が多いため、リスト掲載種の中でも緊急対策外来種など、県内の生態系に悪影響を及ぼすものから優先的に作成していただきたい。(事務局)
- ・ あえて侵入後間もない種の解説を記載し、情報提供を期待するのもよいのでは。(委員)
- ・ 爬虫類は原則として日本で繁殖する可能性がある種をリストに掲載しており、ペアで確認されていない種も掲載している。県内で定着できないリクガメ類は一時的に見つかっても掲載していない。ただし、カメは長命であり、繁殖がなくとも生態系に与える影響が大きい種もある。リスト掲載の基準を検討いただきたい。(委員)
- ・ リストに掲載する外来種の定義を「繁殖しているものに限る」とし、例外的な種については備考欄等にその旨明記してはどうか。県内未侵入の予見的な種も同様。(委員)
- ・ カミツキガメは県内で繁殖している可能性があるが、ワニガメは繁殖していない。繁殖の有無によればワニガメはリスト掲載対象外となるが、長命であり、環境への影響が大きいいためリストに掲載すべきと思う。(委員)
- ・ 条例公表種のホンビノスガイは、県内への侵入はまだ確認されていないが予防的に公表種とした。断り書きを入れれば問題ないと思う。(委員)
- ・ 熱帯産の淡水魚について、ガー類やピラニアは繁殖の根拠がない。(委員)
- ・ リスト掲載種について、県内で繁殖していないものは原則として外来種としない、ただし生態系への影響が大きいものについてはその限りではないこととしたい。また、ブックの総説で外来種の範囲を分類群別に記載することとしたい。(座長)
- ・ 最近 SNS で外来種調査をしている人もいる。SNS で外来種情報の提供を募り、マップ上にすぐ反映させるシステムができれば、提供する方もやりがいがあるのでは。(委員)
- ・ 次年度の早い時期にブルーデータブック作成のための検討会を開催し、今回の会議で課題となった点について事務局より原案を示していただき、最終的な方針を確認したい。(座長)

### 議事3 その他

- ・ 参考資料1により令和元年度の外来種対策事業について説明(事務局)
- ・ 碧南市のスパルティナ属について、これまで県内で確認されていた *Spartina alterniflora* (ヒガタアシ) と比べ形態的に異なっていたことから当初 *anglica* (コヒガタアシ) と同定され、この会議でもそのように報告したが、遺伝子調査の結果、*S. anglica* ではなく *S. alterniflora* の一系統であると判明した。碧南のものは種子繁殖をするため、今年も必ず出てくる。しばらくは駆除が必要である。(座長)